

裁判員制度・誕生

みなさんが刑事裁判に参加する制度です。

平成16年5月21日、『裁判員に参加する刑事裁判に関する法律』（裁判員法）が成立しました。

公布の日（平成16年5月28日）から5年以内に裁判員制度が実施される予定です。

『裁判員制度』Q&A

Q 裁判員制度とは？

A 国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

Q どんな人が裁判員になるの？

A 20歳以上の国民のみなさんの中から抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、事件ごとに選任のための手続きにより選ばれた人たちです。

Q 裁判員になることは辞退できないの？

A 広く国民のみなさんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退は

できないことになっています。ただ、学生や70歳以上の方は辞退できますし、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も、辞退することができます。

Q 裁判員になると何日くらい

裁判所に行かなければならないの？

A 多くの裁判は、数日間で行われます。裁判所としても充実した裁判を行い、国民のみなさんの負担を軽くするように努力していきます。

Q 仕事は休めるの？ 日当はもらえるの？

A 裁判員の職務を行うために仕事を休んでも、雇用主は不利益な扱いをしてはならないと、法律で定められています。裁判所に来られた方には、交通費や日当などが支払われます。

農政課からお知らせ

7月より各改善センター（農業研修館を除く）の加工室が毎月第1日曜日および第3日曜日に利用できるようになりました。

1 該当の改善センター

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 持留地区農業構造改善センター | ☎ 76 - 1569 |
| ② 大丸地区農業構造改善センター | ☎ 76 - 4719 |
| ③ 野方農村環境改善センター | ☎ 78 - 3869 |
| ④ 大崎町農村環境改善センター（菱田） | ☎ 77 - 1668 |

2 出勤日の変更内容

旧……………毎週、月・水・金曜日の週3日出勤（但し、忙しい時期は火・木の出勤有り）

新……………毎月第1・3日曜日に出勤することになりました。

これに伴い、毎月第1・3日曜日の週は水・金・日曜日出勤

その他は毎週、月・水・金曜日の週3日出勤（但し、忙しい時期は火・木の出勤有り）

（注）加工指導員の都合（冠婚葬祭等）により、日曜出勤日が変更になることがありますので、施設使用希望者は事前予約をお願いいたします。

3 施設の予約について

①農産加工室については、加工指導員（各改善センター）に予約してください。

（加工室利用時間は8時30分～17時15分まで）

②会議室については、役場農政課構造改善係（☎ 76 - 1111 内線 163・164）に予約してください。